

絆きずな

【kizuna】

ぐんま人権情報誌【秋冬号】
VOL.21
2017

特集
「同和問題と人権」



Jリーグザスパ草津と連携した人権啓発活動

目次

巻頭言
同和問題と人権 2・3

トピックス
「部落差別の解消の推進に関する法律」
が施行されました
法全文及び附帯決議 4

寄稿文
同和教育の成果をふりかえる
元群馬県教育委員会事務局同和教育室長
池田 登 5

地域の活動
女性の力でいきいきぐんま
ぐんま輝く女性チャレンジ賞受賞
handmade & craft On y va! 代表 高田 泰子 6

トピックス
男女共同参画フェスティバル
群馬県犯罪被害者等基本計画策定 7

インフォメーション
人権啓発フェスティバル in ぐんま
スポーツをとおして人権啓発
あとがき 8

言頭巻

「同和問題と人権」

同和問題(部落差別)は日本固有の人権問題、 その解決には正しい理解が大切

同和問題とは

同和問題とは、同和地区(※)や被差別部落などと呼ばれる地域の出身であることや、そこに住んでいるというだけで、結婚に反対されたり、就職で不利な扱いをされたりするなど、社会生活の様々な場面で差別を受けるといふ重大な社会問題です。これは、本人の人柄や能力等に関係のない「生まれ」による差別であり、「いわれの無い差別」です。

※ 本文中の「同和地区」とは、旧地域対策改善特別措置法第1条に定めていた対象地域です。

同和問題の起源

差別の対象とされる地域は、主に江戸時代の政治支配、身分制度によって意図的に作られた地域であり、そこに暮らす人々は武士、農民、町人などより低い身分とされ、職業や生活が大きく制限されていました。

明治時代になり、1871年(明治4年)に、いわゆる「身分解放令」が出され、低い身分とされた人々は制度上の差別から解放されましたが、1872年(明治5年)につくられた「壬申戸籍」には旧身分の賤称がつけられたり、従来からの職業が奪われたり、また、人々の意識も変わらなかったりと、名ばかり

りの解放で実質的な解放にはなりませんでした。

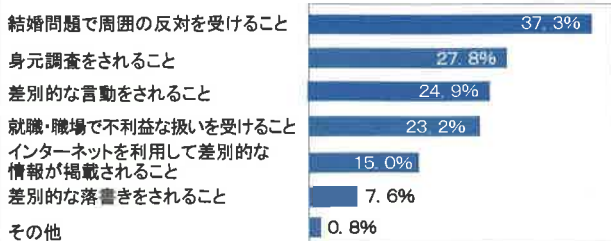
この不十分な解放が同和問題を今日まで残してしまった原因でもあります。

問題の解決に向けて

差別に苦しむ人たちは、自らの解放は自らの運動でしか達成できないと考え、1922年(大正11年)に「全国水平社」を創立し部落解放運動を起こしました。この運動は、太平洋戦争で中断されますが、戦後、新たな部落解放団体が設立され、現在も活動が続いています。

国による本格的な同和行政は、1965年(昭和40年)に出された同和对策審議会答申に基づき行われました。答申には「同和問題の解決は国の責務であり、また、国民的課題である」と示されました。1969年(昭和44年)に「同和对策事業特別措置法」が制定され、同和地区の生活環境の改善や生活水準の向上を図る各種事業、また、同和問題の正しい理解を図るための教育・啓発活動が実施されました。それらの事業は、特別措置法の名称変更や延長を経て、2002年(平成14年)に法が失効するまでの33年間継続されました。

同和問題に関し、どのような問題が起きていると思うか



※ 複数回答 出典: 内閣府「人権擁護に関する世論調査」2012年8月調査

同和对策特別措置法の経緯

- 1965年 同和对策審議会答申
- 1969年 同和对策事業特別措置法(同対法)
- 1978年 同和对策事業特別措置法を3年間延長
- 1982年 地域改善対策特別措置法(地対法)
- 1987年 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地対財特法)
- 1992年 地対財特法を5年間延長
- 1997年 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律
- 2002年3月31日 特別措置法が失効

対策事業の成果と課題

特別措置法の施行により、同和地区の劣悪な環境の改善など、実態面では大きな成果を収めることができました。また、教育・啓発活動の実施により、県民の同和問題に対する理解も深まり、差別意識の解消も着実に進んできました。

しかし、特別措置法の廃止は、同和問題のすべてが解決したことを意味するものではありません。法律廃止後、同和問題に対する正しい理解の普及や人々の偏見や差別意識の解消が十分行われていない状況も見られます。また、身元調査や差別落書き、インターネットを悪用した差別書き込みや誹謗・中傷等が多数見られるなど、取り組むべき多くの課題が残されています。

このため、人権教育・啓発活動を一層充実して、その解決に取り組まなければなりません。

部落差別の解消を目指す法律が制定

2016年(平成28年)12月に「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が制定されました。この法律は、差別がまだなくなっていないという認識のもと、差別のない社会の実現を目的としてつくられました。

(法律全文は4ページに掲載してあります。)

正しい理解で解決を

同和問題は日本固有の人権問題です。他の人権問題と異なり、差別する人と差別される人に何の違いもありません。正しい理解によって必ず同和問題を解決できるものと考えます。

部落差別解消法を踏まえ、一日も早い問題の解決に努めていかなければなりません。

問題解決を阻む事例

身元調査

身元調査は、結婚差別や就職差別につながる行為です。司法書士等がその立場を悪用して戸籍謄本等を不正取得する事件が発生しています。戸籍謄本等の不正取得を防止するため「事前登録型本人通知制度」を導入している市町村が増えています。

インターネットの悪用

過去に作成された全国の同和地区の所在地等の情報をネット上で流したり、事実と異なる同和地区の起源やデマなどを掲載したりすることが大きな問題となっています。ネットの匿名性を悪用して誤った認識や差別意識を拡散することは許されない行為です。

土地差別調査

土地、建物の取引に際して、その場所が同和地区かどうかを調査し、内部資料として保存する事件が発生しています。同和地区を特定し、差別の温存につながる行為です。

同和対策審議会答申 ※ (一部抜粋)

昭和40年8月11日

「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」についての答申

〈前文・略〉

◆第1部 同和問題の認識

1 同和問題の本質

いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。〈後略〉

※ 国の同和対策審議会が内閣総理大臣の諮問に対して、同和問題の本質や同和地区の概要、それまでの対策の経過とその評価、これからの対策に関する分野別の具体的方策等が細かく述べられ、さらに、特別措置法の制定を求めた同和対策の原点となった答申です。

表紙について

人権意識の向上を図るため、7月16日、群馬県に拠点を置くサッカーJ2ザスパクサツ群馬と連携した人権啓発活動を、正田醤油スタジアム群馬で行いました。ザスパクサツの選手や、少年サッカーチームの子どもたちによる人権メッセージの映像放映のほか、前橋地方法務局長(表紙写真中央)が来場者に向けて力強く人権宣言を行いました。また、人権擁護委員(写真で緑色のビブス着用)の皆さんが、啓発グッズやチラシの配布等をおして、人権尊重を呼びかけました。

部落差別のない社会の実現をめざして

「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました

この法律は、部落差別は許されないものであるとの認識のもと、部落差別の解消の必要性についての理解を深め、部落差別のない社会の実現を目的に制定されました。

また、差別解消の施策として、国や地方公共団体は、相談体制の充実や教育啓発の推進に努めること等が規定されています。

この法律の目的を達成するため、一人一人が正しい理解と認識を深めていきましょう。

部落差別の解消の推進に関する法律

平成28年12月16日 法律第109号

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。
2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。
2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。
2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

【衆議院法務委員会における附帯決議 (H28.11.16)】

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

【参議院法務委員会における附帯決議 (H28.12.8)】

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえて、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。
- 二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。
- 三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。



同和教育の成果をふりかえる

元群馬県教育委員会事務局学校教育部同和教育室 室長 池田 登

県がすすめた同和教育

群馬県教育委員会は昭和47年に「群馬県同和教育基本方針」を決定し、昭和50年に同和教育室を設置し、同和問題の解決を柱に基本的人権を尊重する教育を30年間にわたり推進してきました。

基本方針の下、学校教育、社会教育の両分野において、積極的に指導に当たられた諸先輩の熱意と努力の結果、基本的人権を尊重する教育は次のような大きな成果を上げてきました。

- ① 学校や地域社会における同和問題に対する理解と認識が深められたこと。
- ② 県内全市町村における同和教育の推進体制が整えられたこと。
- ③ 児童生徒の学力の向上と人権意識の向上が図られたこと。

これに合わせて、同和問題(人権問題)解決に向けた様々な教育活動が開発・工夫されました。

幼稚園から大人までを対象として、各発達段階に応じたきめ細かな指導の充実を図るため、各種の学習資料を作成しました。中でも、中学生を対象に作成した2本の啓発映画は、県内のなじみのある地域を舞台に、主人公の中学生の言動を通して差別や友情について深く考えさせるものです。また、1時間の授業の中で視聴できる長さに編集されており、県内はもちろん、県外でも広く活用されました。

県教育委員会が作成した同和教育指導資料

- *幼稚園保護者資料「すこやか」
- *小学校保護者「ともに歩む」
- *中学生用資料「心ゆたかに」
- *高校生用資料「明日をひらく」
- *社会教育用資料「同和問題の解決のために」
- *教職員用資料「同和教育指導の手引き」
- *中学生用啓発映画
「友子よ晴れない霧はない」、「明子のハードル」

群馬県同和教育の基本方針(昭和47年3月6日)

学校教育、および、社会教育における同和教育の中心的課題は、法のもとにおける平等の原則にもとづき、社会の中に根づよく残されている不合理な部落差別をなくし、基本的人権を尊重する精神を貫くことである。
(一部抜粋)

同和教育指導の重点

- ① 人権の尊重
- ② 学力の向上
- ③ 自主的に活動できる子どもの育成

同和教育から人権教育へ

人権思潮の高まりの中、平成11年度に県同和教育推進協議会から「今後における同和教育の在り方について」が報告されました。それにより、同和教育はその手法を活かし、人権にかかわる教育活動を総合的に推進する人権教育として発展的に再構築していくこととなりました。



啓発映画「明子のハードル」

さらに、協議会は12年度に「今後における人権教育の在り方について」、13年度に「群馬県人権教育基本方針」の決定へと進みました。

そして平成14年度から、同和教育室は人権教育室として新たな歩みが始まりました。

結びに(同和教育の発展)

「21世紀は人権の世紀」といわれ、女性・子ども・障害者・同和問題等の8課題を重要課題に位置づけ、人権という普遍的文化の構築をめざし取り組みが始まりました。そして現在はさらに多くの人権課題が取り上げられていますが、同和教育で培った同和問題解決への手法が様々な人権問題への取り組みに発展し、同和教育が人権教育の先駆けになったことに感慨を覚えます。

* 紹介 池田 登(いけだ のぼる)氏

池田さんは、昭和48年、群馬県の公立学校の教員となりました。平成4年から、群馬県教育委員会同和教育室の指導主事、11年からは次長・室長として、群馬県の同和教育推進にご尽力され、この間、群馬県同和教育映画「明子のハードル」の制作や、県人権教育基本方針の策定に携わりました。

平成23年3月に、渋川市立子持中学校長を退職。その後、渋川市金島公民館の館長として、生涯学習や地域交流の推進に努められました。

女性の力でいきいきぐんま

～ぐんま輝く女性チャレンジ賞受賞者の活動紹介～

handmade & craft On y va! 代表 高田 泰子

《一緒に始めましょう》

On y va!はフランス語で「さあ行こう!」。手作りを一緒に始めましょう・・・という思いと、鬼石のoniを掛け合わせて活動名となりました。

手づくり小物On y va!(現handmade & craft On y va!)として活動を始めたのは2006年。手づくりが大好きな仲間とともにフリーマーケットやhandmadeイベントに参加したり、店舗の一部を間借りして制作をしたり、作品の販売を始めたりしました。



高田さん(後列中央)と手作りの仲間たち。編み物など各専門の講師を迎え、技術を高めながら楽しく作品制作を行っています。

2008年には、当時、藤岡市内には手作り作品だけを販売するイベントがなかったので、小さなギャラリーで「手づくりマーケットinギャラリーふじおか」(現みかぼみらい館藤岡でのふじおかhandmade festa)をスタート。

同時期に、藤岡市鬼石地区に工房兼手作り作品委託販売のお店をオープンしました。

《鬼石宿おさんぽフェスタを企画》

2011年からは店舗のある鬼石地区を盛り上げていこうと、有志数名と町なか回遊型イベント「鬼石宿おさんぽフェスタ」を企画、「やりたい人が、やりたいことを、できる範囲で」をコンセプトに、hand



店内にはたくさんの作品が並ぶ

madeイベントで培ってきたツールを生かしながら、来てくださった方に楽しんで頂けるイベントを目指しています。

いつも、何がしたいのか?と自問自答すると、特別なことはなく、ただただ、みんなと一緒に楽しいことがしたい!これに尽きるような気がします。

それがイベントであったり、お店の手作り講座であったり、仲間のサポートであったり・・・。

今後は、今まで活動してきた中で築いてきたノウハウを社会で生かせる活動がしてみたいです。山と川に囲まれた自然豊かなこの環境で、人と人をつなぐ、地域がより楽しくなる、ここで活動したい人のサポートができる、それが仕事になったら最高だと思っています。もちろん、物づくりをするという原点は忘れずに。



作品を手に取り、特徴を紹介

* 「ぐんま輝く女性表彰」

群馬県では「ぐんま女性活躍大応援団」を設置して、県内の企業や団体と共に、地域ぐるみで女性の活躍を応援する県民運動を展開しています。この一環として、男女共同参画の推進に顕著な功績のあった方を称えるとともに、女性活躍の身近なモデルを示す「ぐんま輝く女性表彰」を創設し、すべての女性が輝く環境づくりを推進しています。



表彰を受ける高田さん (H28.11.11)

高田さんは、趣味の手作り小物の製作を発展させ工房を構え、希望者には製作指導を行う一方、鬼石の商店街を元気にしようと、数名の有志とともに、「鬼石宿おさんぽフェスタ」を企画・実行しています。「やりたい人が、やりたいことを、できる範囲で行う」ことをコンセプトに、地域の活性化に取り組んでいます。

高田さんの鬼石宿おさんぽフェスタ実行委員会委員長としての地域貢献活動に対し、平成28年度「ぐんま輝く女性チャレンジ賞」が授与されました。

男女共同参画フェスティバル ～輝こう 群馬の女と男～

6月24日(土) ぐんま男女共同参画センターにおいて、「輝こう群馬の女と男 ～みつめよう!変えよう!ぐんま!!～」をテーマに、「男女共同参画フェスティバル」が開催されました。

各団体の活動紹介パネル展示、健康相談、スタンプリング、バルーンアート、アロマ製作体験等、多彩なイベントが行われました。

毎年恒例のバザーには、地場産野菜、パン、手作り品や鉢花等が販売され、たくさんの人でにぎわいました。

また、人権啓発活動として、人権キャラクターの人KENまもる君と人KENあゆみちゃんが、群馬県のマスコットキャラクターぐんまちゃんとともに参加し、啓発グッズを配布するなど、人権意識向上のアピールに努めました。



フェスティバル開会式 主催団体代表者紹介やあいさつ

シンポジウム開催 「ぐんまの元気は女性の活躍から～パートⅣ」

朝日新聞社前橋総局長の岡本峰子さんから「誰もが住みやすい生きやすい『ぐんま』へ」と題し基調講演が行われました。その後のシンポジウムでは、ぐんまを元気にする女性の活躍推進について、各分野のパネリストから多様な意見が述べられ、男女共同参画社会の形成に向け推進が図られました。



第3次群馬県犯罪被害者等基本計画策定 ～被害者の人権を守る～

私たちは、ある日突然予期せぬ犯罪に遭うことがあります。物や金銭を盗まれるだけでなく、時には傷害を負ったり命を落とすこともあります。

犯罪被害者等とは、こうした犯罪等により被害を被った者及びその家族又は遺族のことです。

犯罪被害者等は、犯罪そのもので受ける被害に加えて、犯罪が元となって生じる二次的被害に苦しむこともあります。二次的被害の例として、「本人や家族が受ける無気力感・喪失感」、「日常生活への支障」、「経済的困窮」、「偏見や風評等」などが挙げられます。

犯罪被害者等の支援の国際的な動きに合わせ、国では平成17年に「犯罪被害者等基本法」を制定しこの法に基づき「犯罪被害者等基本計画」が策定され支援が進められています。

県では、国の計画を踏まえ、平成19年に「群馬県犯罪被害者等基本計画」、平成24年に第2次計画、

平成29年3月に第3次計画を策定し、犯罪被害者等にきめ細かな支援を行い、「誰もが安全で安心で暮らしぶくり」の実現に取り組んでいます。

(基本計画等は、群馬県ホームページでご覧いただけます。)

群馬県性暴力被害者サポートセンター「Saveぐんま」を平成27年6月に設置し、性暴力被害者支援を行っています。被害者の負担をできるだけ軽減するため、1カ所ですべての支援が手配できる施設です。

被害者へのメッセージ

あなたは何も悪くありません。一人で悩まずに、まずはご連絡ください。

TEL.027-329-6125



■ 人権啓発フェスティバル in ぐんま

平成29年12月17日(日) 13:00~17:00 群馬会館

- ・ 人権啓発展示コーナー・作品展示
- ・ 映画「カラソコエの花」(中川駿監督) 特別上映会
- ・ 性的少数者をテーマとしたパネルディスカッション
- ・ あかぎ団による人権演劇とパフォーマンス
- ・ ぐんまちゃんや人権キャラクターとの写真撮影



群馬のご当地アイドル「あかぎ団」

〈問い合わせ先〉
群馬県人権男女・多文化共生課
電話 027-226-2906
FAX 027-220-4424

■ スポーツをとおして人権啓発

～プロ野球やサッカーで人権宣言～

プロの野球チームやサッカーチームと連携して人権啓発活動を行っています。

BCリーグ群馬ダイヤモンドベガサスの人権啓発スペシャルマッチが9月3日に前橋市で開催されました。

試合の合間に、少年野球チーム「二之宮リトル」の選手が、人権擁護委員さんとともに球場の観客に向かって元気よく人権宣言をしました。



少年野球の選手たちは、試合前のグラウンドで、プロの選手とキャッチボールなどをして交流を深めました。

また、始球式では見事な投球を見せてくれました。

J2ザスパクサツ群馬の選手が電光掲示板から人権尊重をアピールしました。また、入場口やピッチで人権擁護委員さんが人権尊重を呼びかけました。(表紙写真と同日)



あとがき

同和問題の解決に関して、昨年12月に、「部落差別解消推進法」が施行されました。同和問題の解決には何と云っても正しい理解が大切です。部落差別の現状を把握し、今後もしっかり強く教育・啓発等を行って、一日も早い差別の解消に努めていきたいと考えます。(ま)

絆 きずな
[Kizuna]

ぐんま人権情報誌【秋冬号】

VOL.21
2017

●発行/群馬県人権男女・多文化共生課
〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号
TEL.027-226-2906(直通) FAX.027-220-4424